和歌山県報
県章
発行　和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目　次（＊については県例規集登載事項）

○　規則
＊46　児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則　（子ども未来課）
○　教育委員会規則
＊12　教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
○　訓令
＊30　和歌山県公印規程の一部を改正する訓令　（総務学事課）
＊31　和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令　（　〃　）
＊32　和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令　（　〃　）

規　　則

和歌山県規則第46号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則（昭和37年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第27条第1項第3号及び同条第2項」を「並びに第27条第1項第3号及び第2項」に、「第22条第1項」を「法第22条第1項」に、「及び第23条第1項」を「、法第23条第1項」に改め、「母子保護の実施」の次に「及び法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施」を加え、「同法」を「法」に改める。

第3条第4項中「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に、「及び第7号の2」を「、第7号の2及び第7号の3」に改める。

第4条中「及び第7号の2」を「、第7号の2及び第7号の3」に改める。

第5条第4項中「実施又は解除」の次に「、法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施又は解除」を加える。

別表第1中「

障害児通園施設（知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部）、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部

」を「

障害児通園施設（知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部）、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立生活援助事業を行う者

」に、「

備考	1　この表のC1階層における「均項第1号に規定する均等割の額定する所得割（この所得割を計及び第5条の4第6項の規定は適

等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規算する場合には、同法第314条の7並びに同法附則第5条第3項用しないものとする。）の額をいう。

」を「

備考	1　この表のC1階層における「均等割の額」項第1号に規定する均等割の額をいい、C2定する所得割（この所得割を計算する場合314条の8並びに附則第5条第3項及び第5の額をいう。

とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規は、同法第314条の7第1項第1号及び第2項、第条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）

」に、「

	（1）所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3 （2）租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第条の19の3第1項

「項まで
41条の2、第41条の19の2第1項及び第41」を「（1）所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第
（2）租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」

「3項まで
3の2第4項及び第」に、「3　「この表の入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、乳児院、自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施産施設及び里親をいう。」

「設、情
肢体不
設、助」を「3　「この表の入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設、助産施設、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親をいう。」に、

「7　里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用として、徴収基準額にその者がその月に当該施設へ通所した日数を開所日数（その月の日数から日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。）で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を徴収する。」を「

7　里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に通所する場合の通所に係る徴収基準額は、0円とする。」に改める。

別記第2号様式中「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第３号様式（第３条関係）
（その１）

第　　　　号
年　　月　　日

様

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長　印
(和歌山県紀南児童相談所長　　　　　　　　　印)

児童福祉法に基づく負担金決定通知書

年　　月　　日　　　　　に入所措置された措置費負担金の額を下記のとおり決定(変更)したので、滞りなく納入されるよう通知します。

記

月額　　　　負担金　　　　　　　円

	負担開始(変更)年月日	年　　月　　日

摘要

備考
1　この金額は、納入通知書が届いた都度、最寄りの県指定金融機関(紀陽銀行)又は収納代理金融機関に納入すること。
2　納入通知書が届いた後、この負担金を納入しないときは、地方税滞納処分の例により処分される場合があるので留意すること。

(教示)
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（その２）

第　　　　号
年　　月　　日

様

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長　印
（和歌山県紀南児童相談所長　　　　　　　　　印）

児童福祉法に基づく負担金決定通知書

年　　月　　日　　　　　に決定のあった児童自立生活援助事業の実施に係る負担金の額を下記のとおり決定(変更)したので、滞りなく納入されるよう通知します。

記

月額　　　　　負担金　　　　　　　円

	負担開始(変更)年月日	年　　月　　日

摘要

備考
1　この金額は、納入通知書が届いた都度、最寄りの県指定金融機関(紀陽銀行)又は収納代理金融機関に納入すること。
2　納入通知書が届いた後、この負担金を納入しないときは、地方税滞納処分の例により処分される場合があるので留意すること。

(教示)
この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決(決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式及び別記第5号様式（その2）中「和歌山県子ども・障害者相談センター所長」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター所長」に改める。

附　則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県教育委員会委員長　湯　川　　　力

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章　特別免許状及び臨時免許状（第4条―第7条の2）」を「第2章　特別免許状及び臨時免許状（第4条―第7条の2）
第2章の2　教員免許更新制（第7条の3―第7条の9）」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）免許法　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）をいう。

（2）施行法　教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）をいう。

（3）免許法施行規則　教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）をいう。

（4）施行法施行規則　教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）をいう。

（5）昭和29年改正法　教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

（6）介護等体験特例法　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）をいう。

（7）平成19年改正法　教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）をいう。

（8）改正省令　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）をいう。

（9）更新講習規則　免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）をいう。

第3条第1項を削り、同条第2項中「別記第23号様式」を「別記第1号様式」に改め、同項を同条第1項とする。

第4条の2第1項中「附則第5項又は第9項」を「附則第3項又は第7項」に、「改正法」を「昭和29年改正法」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「改正法」を「昭和29年改正法」に改める。

第7条中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第7条の2中「別記第2号様式、別記第2号様式の2又は別記第2号様式の3のとおり」を「別記第3号様式」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2　教員免許更新制

（県市町村教育委員会の免除対象者）

第7条の3　免許法施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県教育委員会及び和歌山県内の市町村教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の職員のうち、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めた者とする。

（学校法人等の免除対象者）

第7条の4　免許法施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）県市町村教育委員会の指導主事、社会教育主事その他学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事したことのある者又は和歌山県若しくは和歌山県内の市町村が設置する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭若しくは指導教諭であったことのある者で和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、引き続き、県市町村教育委員会の要請に応じ、国、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人、公立大学法人若しくは独立行政法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講する必要がないものとして教育長が認めたもの

（2）和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

（免許管理者が指定する表彰）

第7条の5　免許法施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、学校教育振興のため、特に優れた教育実践を行い、成果を上げている者についての文部科学大臣又は県教育委員会の表彰とする。

（修了確認義務を課す県市町村教育委員会の職員）

第7条の6　改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、県市町村教育委員会の職員のうち、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めた者とする。

（修了確認義務を課す教育の職）

第7条の7　改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）和歌山県又は和歌山県内の市町村が設置する学校の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者で和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人若しくは公立大学法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めたもの

（2）和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

（講習を受講することができる県市町村教育委員会の職員）

第7条の8　更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、県市町村教育委員会の職員のうち、免許状更新講習を受講することが必要なものとして教育長が認めた者とする。

（講習を受講することができる職員）

第7条の9　更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（1）教育職員であったことのある者で和歌山県又は和歌山県内の市町村を退職した後、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続き、国、和歌山県又は和歌山県内の市町村、国立大学法人若しくは公立大学法人の職員として在職している者であって、免許状更新講習を受講できることとすることができるものとして教育長が認めたもの

（2）和歌山県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事

第8条第1項第1号中「別記第9号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項第2号エ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同項第3号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第4号中「別記第18号様式」を「別記第5号様式」に改め、同項第5号中「別記第19号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「掲げる証明」を「掲げる書類」に改め、同条第3項中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改める。

第9条第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削る。

第10条中「附則第15項」を「附則第12項」に改め、同条第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削る。

第11条中「附則第10項」を「附則第8項」に改め、同条第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削る。

第12条第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第5号中「（別記第19号様式）」を削る。

第12条の2第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第5号中「（別記第19号様式）」を削る。

第13条第1号中「（別記第9号様式）」を削り、同条第2号キ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削る。

第14条第1項第1号中「別記第10号様式」を「別記第7号様式」に改め、同項第2号イ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同号ウ中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同号エ中「別記第24号様式」を「別記第9号様式」に改め、同号キ中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同項第4号中「（別記第19号様式）」を削り、同項第5号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同項第6号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改め、同条第3項中「改正法」を「昭和29年改正法」に改め、同条第4項中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改める。

第15条第1項第1号中「（別記第10号様式）」を削り、同項第2号キ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同号ク中「（別記第24号様式）」を削り、同号ケ中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同項第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同項第4号中「（別記第19号様式）」を削り、同項第5号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同項第6号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改める。

第16条第1号中「（別記第10号様式）」を削り、同条第2号イ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同号ウ中「（別記第7号様式）」を削り、同号エ中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改め、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削り、同条第5号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同条第6号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改める。

第17条第1項第1号中「（別記第10号様式）」を削り、同項第2号エ中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同号ク中「（別記第24号様式）」を削り、同項第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同項第4号中「（別記第19号様式）」を削り、同項第5号中「人物に関する調査（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同項第6号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改め、同条第3項中「（別記第23号様式）」を削る。

第18条第1号中「（別記第10号様式）」を削り、同条第3号中「（別記第18号様式）」を削り、同条第4号中「（別記第19号様式）」を削り、同条第5号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同条第6号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改める。

第18条の2第1項第1号中「別記第12号様式」を「別記第10号様式」に改め、同項第4号中「（別記第18号様式）」を削り、同項第5号中「（別記第19号様式）」を削り、同項第6号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同項第7号中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改め、同条第3項中「別記第25号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第19条第1項第1号中「（別記第12号様式）」を削り、同項第3号中「人物に関する調査書（別記第20号様式）」を「人物に関する証明書」に改め、同項第4号中「実務成績に関する証明書（別記第21号様式）」を「実務に関する証明書」に改め、同項第5項中「身体検査書（別記第22号様式）」を「身体に関する証明書」に改める。

第20条第1号中「別記第3号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第20条の2第1号中「別記第16号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2号中「別記第17号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第21条第1号中「別記第13号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第22条第1号中「別記第14号様式」を「別記第16号様式」に改める。

第23条第1項第1号中「別記第11号様式」を「別記第17号様式」に改め、同項第3号中「（別記第19号様式）」を削り、同条第2項中「（別記第23号様式）」を削る。

第23条の次に次の7条を加える。

（更新講習の修了による有効期間更新申請）

第23条の2　免許法第9条の2第1項の規定による更新の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

（1）免許状更新講習の課程を修了した場合

ア　免許状更新講習の修了に係る有効期間更新申請書（別記第18号様式）

イ　免許状更新講習の修了証明書（30時間以上の履修証明書）

ウ　有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上

（ア）免許状の写し

（イ）授与証明書

（ウ）有効期間更新証明書

（エ）有効期間延長証明書

（2）免許法施行規則第61条の4各号に規定する者に該当する場合

ア　免許状更新講習受講免除に係る有効期間更新申請書（別記第19号様式）

イ　有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上

（ア）免許状の写し

（イ）授与証明書

（ウ）有効期間更新証明書

（エ）有効期間延長証明書

ウ　講習の免除対象者であることを証する書類（表彰状の写し、辞令の写し等）

（有効期間の延長申請）

第23条の3　免許法第9条の2第5項の規定による延長の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。

（1）有効期間の延長申請書（別記第20号様式）

（2）有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上

ア　免許状の写し

イ　授与証明書

ウ　有効期間更新証明書

エ　有効期間延長証明書

（3）延長事由があることを証する書類（辞令の写し、在学証明書等）

（更新講習修了確認申請）

第23条の4　平成19年改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。

（1）更新講習修了確認申請書（別記第21号様式）

（2）免許状更新講習の修了証明書

（3）有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上

ア　免許状の写し

イ　授与証明書

ウ　更新講習修了確認証明書

エ　平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書

オ　更新講習免除証明書

カ　修了確認期限延期証明書

（平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請）

第23条の5　平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による免許管理者による確認を願い出る者は、次の書類を提出しなければならない。

（1）平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書（別記第22号様式）
（2）免許状更新講習の修了証明書
（3）有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
ア　免許状の写し
イ　授与証明書
ウ　更新講習修了確認証明書
エ　平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
オ　更新講習免除証明書
カ　修了確認期限延期証明書
（修了確認期限延期申請）
第23条の6　平成19年改正法附則第2条第4項の規定による延期の申請は、次の書類を提出して行わなければならない。
（1）修了確認期限延期申請書（別記第23号様式）
（2）有する免許状を証する次に掲げる書類のうち1以上
ア　免許状の写し
イ　授与証明書
ウ　更新講習修了確認証明書
エ　平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
オ　更新講習免除証明書
カ　修了確認期限延期証明書
（3）延長事由があることを証する書類（免許状の写し、辞令の写し、在学証明書等）
（免許状更新講習免除申請）
第23条の7　平成19年改正法附則第2条第5項括弧書の規定による免許状更新講習を受ける必要がないものとして免許管理者が認めた者であって更新を願い出るものは、次の書類を提出しなければならない。
（1）免許状更新講習免除申請書（別記第24号様式）
（2）免許状を所持することを証する次に掲げる書類のうち1以上
ア　免許状の写し
イ　授与証明書
ウ　更新講習修了確認証明書
エ　平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書
オ　更新講習免除証明書
カ　修了確認期限延期証明書
（3）講習の免除対象者であることを証する書類
第24条中「授与」を「授与等」に「前19条」を「第8条から前条まで」に改める。
第25条第1項中「別記第15号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第26号様式」に改める。
第27条の次に次の2条を加える。
（人物に関する証明書の項目）
第27条の2　免許法施行規則別記第3の1号様式備考2に規定する都道府県の教育委員会規則で定める項目は、次に掲げるものとする。
（1）責任感
（2）協調性
（3）自主性
（4）信頼性
（身体に関する証明書の項目）
第27条の3　免許法施行規則別記第3の3号様式備考2に規定する都道府県の教育委員会規則で定める項目は、次に掲げるものとする。
（1）疾病異常
（2）その他特記事項
第28条及び第29条を次のように改める。
（証明書等の作成）
第28条　教育職員及び県立の学校又は県教育委員会の事務局（学校以外の教育機関を含む。）の職員の教科に関する証明書及び技術に関する証明書は、当該職員の在籍する学校の校長又は所属長の作成したものでなければならない。ただし、校長又は所属長に係る証明書については、免許法別表第3備考第2号及び第3号に規定する実務証責任者（私立の学校にあっては、その学校の設置者とする。（以下「実務証明責任者」という。）の作成したものでなければならない。
第29条　削除
第33条中「附則第7項」を「附則第5項」に改める。
第34条、第35条第1項及び第37条中「改正法」を「昭和29年改正法」に改める。
第40条第2項中「別記第5号様式」を「別記第27号様式」に改める。
第51条を削る。
第52条中「別記第4号様式」を「別記第28号様式」に、「別記第27号様式」を「別記第29号様式」に改め、同条を第51条とし、第53条を第52条とする。
別記第1号様式から別記第26号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第3条、第17条、第23条、第28条関係）

教科に関する証明書

本　籍　地			
現　住　所			
氏　　　名		生　年　月　日	年　　月　　日
勤務学校名		受けようとする教科	

受けようとする教科の調査事項

担任経歴	期　　間	年　　数	学 校 名	担当学年
	～	年　月		
	～	年　月		
	～	年　月		
	～	年　月		

研修経歴	年 月 日	名　　称	実施期間

項　　目	評　価 5	4	3	2	1
受けようとする教科の研究態度					
受けようとする教科の指導力					
受けようとする教科の授業態度					

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

学校長　　　　　　　　　　印

上記のとおり確認します。

年　　月　　日

実務証明責任者　　　　　　印

備考

1　評価は5を最も高く、3を普通、1を最も低いとし、該当欄に○を記入すること。

2　この調査書は親展扱いとし、開封した者は無効とする。

別記第２号様式（第７条関係）

学校教諭特別免許状

本籍地

氏名

年　月　日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより（左記の教科について）学校教諭特別免許状を授与する

（記）

年　月　日　和歌山県教育委員会　印

第　号

根拠規定

教育機関名

卒業又は修了の年月日

有効機間の満了の日　年　月　日

備考

別記第３号様式（第７条の２関係）

助教諭免許状

本籍地

氏名

年　月　日生

右の者に和歌山県教育委員会規則の定めるところにより（左記の教科について）助教諭免許状を授与する

（記）

年　月　日　和歌山県教育委員会　印

第　号

根拠規定

基礎資格

教育機関名

卒業又は修了の年月日

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間和歌山県教育委員会において効力を有する

備考

別記第4号様式（第8条－第13条関係）

教育職員免許状授与願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　　） 氏名　　　　　　　　　　㊞	
生年月日　昭和 平成　年　月　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

免許状の種類	
教科等	
平成２１年３月３１日以前に発行された教育職員免許状の有無	有　・　無

※

授与年月日	記号番号	授与根拠

備考　※欄は、記入しないこと。

別記第5号様式（第8条－第18条の2関係）

誓　約　書

年　　月　　日

和歌山県教育委員会　様

氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、次の各号のいずれかに該当する者でないことを誓約します。

1　成年被後見人又は被保佐人

2　禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

3　免許状取上げの処分をうけ、当該処分の日から３年を経過しない者

4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別記第6号様式（第8条－第18条の2、第23条関係）

（表）

履　　歴　　書

本籍地	
現住所	

氏（ふりがな）名		男女	年　月　日生

身上異動	旧氏名		異動年月日	異動事由	
	旧氏名		異動年月日	異動事由	

教育職員免許状	授与年月日	種類	教科等	番号	授与権者
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				

学歴	在学期間	学校又は教育施設名	部科又は専攻	修業年限	卒業中退等
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				
	年　月　日から 年　月　日まで				

（裏）

	在　職　期　間	勤務場所　　職名等	官公庁
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
職	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
歴	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		
	年　月　日から 年　月　日まで		

	年 月 日	事　　項	官公庁
賞	年　月　日		
罰	年　月　日		

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

氏 名

備考

1　学歴は、小学校入学から最終学歴までを記入し、通信教育部で受講中の場合はそれをも記入し、在学中とする。

2　休職又は療養休暇等については、その期間及び理由を朱書きすること。

3　講師及び嘱託等の場合は常勤、非常勤の別を括弧書すること。

別記第 7 号様式（第 14 条－第 18 条関係）

教育職員検定願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　　） 氏名　　　　　　　㊞		
生年月日　昭和 平成　年　月　日		
現住所		
電話	本籍地	
勤務（予定）校・機関		
職名		

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、教育職員検定により、下記教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

免許状の種類	
教科等	
平成２１年３月３１日以前に発行された教育職員免許状の有無	有　・　無

※

所要資格	在職年数	年		必要単位数	単位	
充足年月日	年　月　日		修得単位数	一　般	単位	
				教科等	単位	
起算年月日	年　月　日			教　職	単位	

※

授与年月日	記号番号	授与根拠

備考　※欄は、記入しないこと。

別記第 8 号様式（第 14 条、第 16 条関係）

単位修得認定書				
勤務学校			職名	
氏　　名			生年月日	年　月　日
（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目	（科目名）	単位数	修得した教育施設	修得年月日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
教職に関する科目	（科目名）	単位数	修得した教育施設	修得年月日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
特別支援教育に関する科目	（科目名）	単位数	修得した教育施設	修得年月日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
（教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日

上記のとおり修得したことを認定する。

年　月　日

和歌山県教育委員会 印

備考

1　「（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科に関する科目については、「国語」のごとく教育職員免許法施行規則第 2 条から第 5 条までに規定する科目名を、養護に関する科目については、「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」のごとく教育職員免許法施行規則第 9 条の表に掲げる科目名を記入し、栄養に係る教育に関する科目については、「（科目名）」の欄は設けないこと。

2　「教職に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「教職の意義等に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第 6 条第 1 項、第 10 条又は第 10 条の 4 の表のそれぞれ第 2 欄から第 6 欄までに掲げる科目名を記入すること。

3　「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第 7 条第 1 項の表の第 1 欄から第 4 欄までに掲げる科目名を記入すること。

別記第9号様式（第14条、第15条、第17条、第28条関係）

技術に関する証明書

本籍地				
現住所				
氏名		生年月日	年　月　日	
現勤務場所		職名		

実地の経験の期間	期間	年数	勤務場所	業務の内容
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		
	年　月　日 年　月　日	年　月		

研究実績又は技術についての特記事項	
所属長の所見	

上記のとおり実地の経験を有し、技術良好であることを証明します。

年　月　日

証明者職氏名　印

別記第10号様式（第18条の2、第19条関係）

教員臨時免許状授与願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県
証　紙

（ふりがな　　　） 氏名　㊞	
生年月日	昭和 平成　年　月　日
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記の教員臨時免許状を授与していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

臨時免許状の種類	
教科等	

（資料）

採用予定年月日	年　月　日	区分	新規・更新
採用予定学校名			

※

授与年月日	記号番号	備考

備考　※欄は、記入しないこと。

別記第11号様式（第18条の2関係）

臨時免許状申請に関する事由書

申請者氏名		生年月日	年　月　日
臨時免許状の種類		教科等	
勤務しようとする学校名			
採用年月日とその期間	年　月　日から　年　月　日まで		
申請の理由	（具体的に記入すること。）		

上記のとおり臨時免許状を必要とします。

年　月　日

実務証明責任者　印

別記第12号様式（第20条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

和歌山県教育委員会　様

（任命権者・雇用者）　印

特別非常勤講師任用届出書

教育職員免許法第３条の２第２項の規定により、特別非常勤の任用について下記のとおり届け出ます。

記

氏　　　名		任用学校名	
担当教科（分野・領域）		任用期間	
資格・経験等			
学校が必要とする理由			
氏　　　名		任用学校名	
担当教科（分野・領域）		任用期間	
資格・経験等			
学校が必要とする理由			

備考

1　履歴書を添付してください。

2　資格・経験等に関してそれを証明する免許等がある場合は、写しを添付してください。

別記第13号様式（第20条の２関係）

教科担任許可申請書

　教育職員免許法附則第２項の規定により、別紙のとおり、免許教科以外の教科の教授を担任したいので申請します。

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

学校名　立　学校

学校長氏名　印

教諭　氏名

教諭　氏名

（別紙）

免許教科以外の教科の教授を担任する教諭の氏名	教授を担任する教科及びその期間	
	教　　科	期　　間
		年　　月　　日から 年　　月　　日まで

別記第14号様式（第20条の2関係）

学級編制及び担任教科一覧表

学校名		学校長 氏名印	印	学　年	1	2	3		計	学業担任平均時数
				学級数						

教員名（非常勤講師は職名を赤○で囲むこと。）		有する免許教科（勤務する学校種別の免許状に限る。）及び免許法附則第2項により許可申請使用とする教科						担任教科別毎週授業時数（許可申請教科は朱記のこと。）																所有免許状（勤務する学校種別の免許状に限る）取得年月日	有効期間又は修了確認期限	勤務年数	申請事由
職名	氏　名	専修	1種	2種	臨	申請教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	職業	職業指導	外国語（英語）			計				
計																											

別記第15号様式（第21条関係）

教育職員免許状書換願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　　） 氏名			印
生年月日	昭和 平成	年　月　日	
現住所			
電話		本籍地	
勤務（予定）校・機関			
職名			

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記のとおり身上について異動したため、教育職員免許状を書き換え願います。

記

異　動　の　日		年　月　日	異動の 事　由	
異動前	本籍地			
	氏　名			
異動後	本籍地			
	氏　名			

1	免許状種類	（専修・１種・２種）		
	記号番号	第　号	教科等	
2	免許状種類	（専修・１種・２種）		
	記号番号	第　号	教科等	
3	免許状種類	（専修・１種・２種）		
	記号番号	第　号	教科等	
4	免許状種類	（専修・１種・２種）		
	記号番号	第　号	教科等	

別記第16号様式（第22条関係）

教育職員免許状再交付願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　） 氏名			㊞
生年月日	昭和 平成	年　月　日	
現住所			
電話		本籍地	
勤務（予定）校・機関			
職名			

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

下記の教育職員免許状を　　　　したため再交付願います。

記

再交付を必要とする理由（具体的に）	

1	免許状種類	（専修・1種・2種）		
	記号番号	第　　号	教科等	
	授与年月日	年　月　日		

2	免許状種類	（専修・1種・2種）		
	記号番号	第　　号	教科等	
	授与年月日	年　月　日		

3	免許状種類	（専修・1種・2種）		
	記号番号	第　　号	教科等	
	授与年月日	年　月　日		

4	免許状種類	（専修・1種・2種）		
	記号番号	第　　号	教科等	
	授与年月日	年　月　日		

別記第17号様式（第23条関係）

教育職員免許状交付願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　） 氏名　　印	
生年月日　昭和 平成　年　月　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により、下記の教育職員免許状を交付していただきたいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

記

免許状の種類	
教科等	

（資料）

基礎となる 旧令の免許状	

※

授与年月日	記号番号	授与根拠

備考　※欄は、記入しないこと。

別記第18号様式（第23条の２関係）

有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）

年　　月　　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　　紙	

（ふりがな　　　　　　　　　　　） 氏名　　　　　　　　　　　　　　印	
生年月日　　昭和 　　　　　　平成　　年　　月　　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記１の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第９条の２第１項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

記

1　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2　修了又は履修した免許状更新講習

事　項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年　　月　　日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　　月　　日 年　　月　　日 年　　月　　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考
1　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。
2　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。（開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は不要）
3　「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入すること。（複数に○印を記入することも可能）

別記第19号様式（第23条の２関係）

有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

年　　月　　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　　紙	

（ふりがな　　　　　　　　　　） 氏名　　　　　　　　　　　　㊞	
生年月日　　昭和 平成　　年　　月　　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記２の免許状を有しており、下記１のとおり教育職員免許法施行規則第６１条の４に規定する者に該当するため、教育職員免許法第９条の２項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を申請します。

記

１　免除事由：
※表彰を受けた場合には表彰を行った主体・表彰を行った時期も記述すること。

２　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

［証明者記入欄］　※上記１の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第６１条の４に規定する者に該当する。

年　　月　　日

証明者職氏名　　　　㊞

備考　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。

別記第20号様式（第23条の3関係）

有効期間の延長申請書

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　） 氏名　㊞	
生年月日　昭和 平成　年　月　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記１のとおり教育職員免許法第９条の２第５項及び教育職員免許法施行規則第６１条の５に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第９条の２第５項及び教育職員免許法施行規則第６１条の６の規定に基づき、下記３の免許状の有効期間について下記２まで延長を受けることを申請します。

記

１　延長事由：

２　延長期間：

３　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

４　延長前の有効期間：

［証明者記入欄］　※上記１の延長事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第６１条の５に規定する事由に該当することを証明する。

年　月　日

証明者職氏名　印

備考　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）のいずれかを添付してください。

別記第 21 号様式（第 23 条の 4 関係）

更新講習修了確認申請書

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　） 氏名			印
生年月日	昭和 平成	年　月　日	
現住所			
電話		本籍地	
勤務（予定）校・機関			
職名			

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記１の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第２項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年文部科学省令第９号）附則第９条第１項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

１　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

２　修了又は履修した免許状更新講習

事　項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年　月　日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

１　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

２　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。（開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は不要）

３　「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入すること。（複数に○印を記入することも可能）

別記第22号様式（第23条の5関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認申請書

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県
証　紙

（ふりがな　　　） 氏名　印	
生年月日	昭和 平成　　年　月　日
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記１の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年文部科学省令第９号）附則第９条第１項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号に規定する確認を受けることを申請します。

記

１　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

２　修了又は履修した免許状更新講習

事　項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年　月　日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年　月　日 年　月　日 年　月　日

備考

１　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

２　開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。（開設者が修了証明書等を免許管理者に送付する場合は不要）

別記第23号様式（第23条の6関係）

修了確認期限延期申請書

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　　　） 氏名　　　　　　　　　㊞	
生年月日　昭和 平成　年　月　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記１のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年文部科学省令第９号）附則第７条にに規定する事由に該当するため、同法付則第９条第１項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第４項の規定に基づき、下記３の免許状の修了確認期限について下記２まで延期を受けることを申請します。

記

1　延期事由：

2　延期期間：

3　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

4　延期前の修了確認期限：

［証明者記入欄］　※上記１の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第７に規定する事由に該当することを証明する。

年　月　日

証明者職氏名　　　印

備考　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

別記第 24 号様式（第 23 条の７関係）

免許状更新講習免除申請書

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県
証　紙

（ふりがな　　　　） 氏名　印	
生年月日	昭和 平成　年　月　日
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

私は、下記２の免許状を有しており、下記１のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年文部科学省令第９号）附則第１０条第１項に規定する者に該当するため、同法附則第９条第１項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第５項括弧書の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

１　免除事由：
※表彰を受けた場合には表彰を行った主体・表彰を行った時期も記述すること。

２　有する免許状

種　類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

［証明者記入欄］　※上記１の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年文部科学省令第９号）附則第１０条第１項に規定する者に該当する。

年　月　日

証明者職氏名　印

備考　免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９８号）附則第２条第３項第３号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

別記第25号様式（第25条関係）

教育職員免許状授与証明願

年　月　日

和歌山県教育委員会　様

和歌山県 証　紙	

（ふりがな　　　　　　　　　） 氏名　　　　　　　　　　　　㊞	
生年月日　昭和 平成　年　月　日	
現住所	
電話	本籍地
勤務（予定）校・機関	
職名	

※職名、勤務（予定）校・機関は、記載できない場合は不要

下記の教育職員免許状授与証明書を交付願います。

記

本籍地	ふりがな		生年月日
都・道・府・県	氏　名		年　月　日生
使用目的			

1	免許状種類	（専修・１種・２種）	教 科 等	
	記 号 番 号	第　号		
	授与年月日	昭・平　年　月　日	必要枚数	
	卒 業 年 月	昭・平　年　月　卒業		枚

2	免許状種類	（専修・１種・２種）	教 科 等	
	記 号 番 号	第　号		
	授与年月日	昭・平　年　月　日	必要枚数	
	卒 業 年 月	昭・平　年　月　卒業		枚

3	免許状種類	（専修・１種・２種）	教 科 等	
	記 号 番 号	第　号		
	授与年月日	昭・平　年　月　日	必要枚数	
	卒 業 年 月	昭・平　年　月　卒業		枚

別記第26号様式（第25条関係）

第　　号

教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏　名

生年月日　　　年　月　日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
根拠規定		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
有効期間の満了日		
備考		

年　月　日

和歌山県教育委員会　印

別記第27号様式中「（第52条関係）」を「（第51条関係）」に改め、同様式を別記第29号様式とし、別記第26号様式の次に次の2様式を加える。

別記第27号様式（第40条関係）

達　第　　　号

氏　名

あなたの所有する教育職員免許状については、
の規定により失効したので通知します。
よって、　　　　　　　　の規定に基づき、直ちに次の免許状の返還を命じます。

年　　月　　日

和歌山県教育委員会　印

記

免許状の種類	教科等	記号番号	授与年月日	授与権者

別記第28号様式（第52条関係）

指令　第　　　号

学校長

教　諭

教　諭

年　　月　　日付けで申請のあった教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）附則第２項の規定による教科担任については、同規定に基づき別紙のとおり許可する。

年　　月　　日

和歌山県教育委員会　印

（別紙）

免許教科以外の教科の教授を担任する教諭の氏名	教授を担任する教科及びその期間	
	教　　科	期　　間
		年　　月　　日から 年　　月　　日まで

P　附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

訓　令

和歌山県訓令第30号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

別表部長印の部の次に次のように加える。

国体推進監印	〃	〃	国体準備課長

別表振興局の部振興局総務企画室長印の項を削り、同表県税事務所の部県税事務所長印の項及び県税事務所印の項中「紀南県税事務所新宮出張所長」を削り、同表農林水産総合技術センターの部水産試験場増養殖研究所長印の項及び水産試験場増養殖研究所印の項を削る。

附　則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第31号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「、振興局の室の長（以下「振興局の室長」という。）」を削り、同条第3項中「、振興局の室長」を削る。

第6条及び第7条中「、振興局の室長」を削る。

第8条第1項中「、振興局の室」を削り、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第4項及び第6項中「、振興局の室長」を削る。

第19条中「午前と午後の2回にわたって」を削る。

第20条第2項中「第1項第4号」を「前項第4号」に改める。

第29条第1項の表区分の欄中「その他副知事」を「その他副知事名」に改め、「、広報監名」を削り、「ＩＴ統括監名」を「国体推進監名、政策統括監名」に改め、同表発信者名の欄中「、広報監」を削り、「ＩＴ統括監」を「国体推進監、政策統括監」に改める。

第50条第5項中「この頃」を「以下この項」に改める。

第101条の見出し中「総務企画室等」を「地域振興部等」に改め、同条第1項中「の総務企画室」を「の地域振興部」に改め、「、産業振興部」を削り、「総務企画室等」を「地域振興部等」に改める。

第103条（見出しを含む。）中「総務企画室等」を「地域振興部等」に改める。

第105条第1項の表中

「

（1）振興局長の権限に属する事務に係る文書 （2）振興局長に委任された事務に係る文書 （3）市町村の長又は議会の長に発する文書 （4）他の振興局の長又は地方機関の長に発する文書 （5）その他振興局長名によることを適当とする文書	振興局の長
（1）振興局の室長の権限に属する事務に係る文書 （2）市町村の長又は議会の長に発する文書で軽易なもの （3）他の振興局の長又は地方機関の長に発する文書で軽易なもの （4）その他振興局の室長名によることを適当とする文書	振興局の室長

」を

「

（1）振興局長の権限に属する事務に係る文書 （2）振興局長に委任された事務に係る文書 （3）市町村の長又は議会の長に発する文書 （4）他の振興局の長又は地方機関の長に発する文書 （5）その他振興局長名によることを適当とする文書	振興局の長

」に改め、「、振興局の室長」を削る。

第108条中「振興局の室長又は」を削る。

第110条（見出しを含む。）、第114条（見出しを含む。）及び第116条（見出しを含む。）中「総務企画室等」を「地域振興部等」に改める。

第119条中「振興局の室長又は振興局」を「振興局」に改め、「当該振興局の室長又は」を削る。

第121条から第123条までの規定中「当該振興局の室長又は」を削る。

第125条（見出しを含む。）中「総務企画室等」を「地域振興部等」に改める。

第126条中「当該振興局の室長又は」を削る。

第127条中「総務室、健康福祉部及び産業振興部」を「地域振興部及び健康福祉部」に、「総務企画室等」を「地域振興部等」に、「子ども・障害者相談センターその他」を「子ども・女性・障害者相談センターその他」に、「子ども・障害者相談センター等」を「子ども・女性・障害者相談センター等」に改める。

第131条及び第137条中「総務企画室等」を「地域振興部等」に、「子ども・障害者相談センター等」を「子ども・女性・障害者相談センター等」に改める。

別表第1第1項の表監察査察室の項の次に次のように加える。

国体準備課	国体

別表第1第1項の表住宅環境課の項を次のように改める。

建築住宅課	建住

別表第1第2項の表を次のように改める。

振興局名	内部組織の名称		記　号
	部　名	課等の名称	
海草振興局	地域振興部	総務県民課	海地総
		企画産業課	海地企
		農業振興課	海地農振
		林務課	海地林
		農地課	海地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	海健総
		保健福祉課	海健福
		衛生環境課	海健衛
	建設部	総務調整課	海建総
		管理課	海建管
		用地課	海建用
		道路整備課	海建道整
		工務課	海建工
		街路公園課	海建街
		海南工事事務所	海建海工
那賀振興局	地域振興部	総務県民課	那地総
		企画産業課	那地企
		農業振興課	那地農振
		林務課	那地林

		農地課	那地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	那健総
		保健福祉課	那健福
		衛生環境課	那健衛
	建設部	総務調整課	那建総
		用地・管理課	那建用
		工務課	那建工
		紀の川流域下水道事務所	那建下水
		京奈和高速事務所	那建高
伊都振興局	地域振興部	総務県民課	伊地総
		企画産業課	伊地企
		農業振興課	伊地農振
		林務課	伊地林
		農地課	伊地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	伊健総
		保健福祉課	伊健福
		衛生環境課	伊健衛
	建設部	総務調整課	伊建総
		用地・管理課	伊建用
		工務課	伊建工
		農林道課	伊建農
		国道橋本建設事務所	伊建国道
有田振興局	地域振興部	総務県民課	有地総
		企画産業課	有地企
		農業振興課	有地農振
		林務課	有地林
		農地課	有地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	有健総
		保健福祉課	有健福
		衛生環境課	有健衛
	建設部	総務調整課	有建総
		用地・管理課	有建用
		道路課	有建道
		河港課	有建河

		広川出張所	有建広
		二川ダム管理事務所	有建二ダ
日高振興局	地域振興部	総務県民課	日地総
		企画産業課	日地企
		農業振興課	日地農振
		林務課	日地林
		農地課	日地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	日健総
		保健福祉課	日健福
		衛生環境課	日健衛
	建設部	総務調整課	日建総
		用地・管理課	日建用
		道路課	日建道
		河港課	日建河
		切目川ダム建設事務所	日建切ダ
		椿山ダム管理事務所	日建椿ダ
西牟婁振興局	地域振興部	総務県民課	西地総
		企画産業課	西地企
		農業振興課	西地農振
		林務課	西地林
		農地課	西地農地
	健康福祉部	総務健康安全課	西健総
		保健福祉課	西健福
		衛生環境課	西健衛
	建設部	総務調整課	西建総
		用地・管理課	西建用
		建築課	西建築
		道路整備課	西建道整
		道路課	西建道
		河港課	西建河
		近畿自動車道紀南高速事務所	西建紀高
東牟婁振興局	地域振興部	総務県民課	東地総
		企画産業課	東地企

		農業振興課	東地農振
		林務課	東地林
	健康福祉部	総務健康安全課	東健総
		保健福祉課	東健福
		衛生環境課	東健衛
		串本支所地域福祉課	東健支地
		串本支所保健環境課	東健支保
	串本建設部	総務管理課	串建総
		工務課	串建工
		七川ダム管理事務所	串建七ダ
	新宮建設部	総務調整課	新建総
		用地・管理課	新建用
		道路課	新建道
		河港課	新建河

別表第1第3項を次のように改める。

3　地方機関

⑴　内部組織に記号を付与された地方機関

地　方　機　関　名	内部組織の名称	記　　号
子ども・女性・障害者相談センター	総務企画課	和相セ総
	子ども相談課	和相セ子
	女性相談課	和相セ女
	障害者支援課	和相セ障
	一時保護課	和相セ一
	子ども診療室	和相セ診
岩出保健所	総務健康安全課	岩保総
	保健福祉課	岩保福
	衛生環境課	岩保衛
橋本保健所	総務健康安全課	橋保総
	保健福祉課	橋保福
	衛生環境課	橋保衛
海南保健所	総務健康安全課	海保総
	保健福祉課	海保福
	衛生環境課	海保衛
湯浅保健所	総務健康安全課	湯保総

	保健福祉課	湯保福
	衛生環境課	湯保衛
御坊保健所	総務健康安全課	御保総
	保健福祉課	御保福
	衛生環境課	御保衛
田辺保健所	総務健康安全課	田保総
	保健福祉課	田保福
	衛生環境課	田保衛
新宮保健所	総務健康安全課	新保総
	保健福祉課	新保福
	衛生環境課	新保衛
	串本支所地域福祉課	新保支地
	串本支所保健環境課	新保支保
農林水産総合技術センター	総務課及び企画普及部	農技セ
	農業試験場	農試
	果樹試験場	和果試
	果樹試験場かき・もも研究所	和か
	果樹試験場うめ研究所	和う
	暖地園芸センター	和暖園
	畜産試験場	和畜試
	畜産試験場養鶏研究所	和鶏研
	林業試験場	和林試
	水産試験場	和水試

⑵　内部組織に記号を付与されていない地方機関

地　方　機　関　名	記　号
東京事務所	和東
和歌山県税事務所	和県税
紀北県税事務所	紀北県税
紀中県税事務所	紀中県税
紀南県税事務所	紀南県税
消防学校	消学
防災航空センター	和航セ
文書館	和文
世界遺産センター	和世セ

ふるさと定住センター	和ふセ
環境衛生研究センター	和環セ
鳥獣保護センター	鳥獣
交通事故相談所	交事
消費生活センター	消セ
男女共生社会推進センター	和男女セ
動物愛護センター	動物
紀南児童相談所	和紀児
仙渓学園	和仙
女性保護施設なぐさホーム	和なぐさ
精神保健福祉センター	精保
高等看護学院	和看学
なぎ看護学校	なぎ
こころの医療センター	和こセ
難病・子ども保健相談支援センター	難・子セ
公営競技事務所	公競
工業用水道管理センター	工水セ
和歌山産業技術専門学院	和産技
田辺産業技術専門学院	田産技
工業技術センター	和工技
農業大学校	和農大
農作物病害虫防除所	農防
紀北家畜保健衛生所	紀北家衛
紀南家畜保健衛生所	紀南家衛
就農支援センター	和就セ
南紀白浜空港管理事務所	南空管
和歌山下津港湾事務所	和港

附　則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第32号

庁中一般
各地方機関

和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令

和歌山県電子署名規程（平成18年和歌山県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山県権限者署名の項中「総務室長又は」を削る。

附　則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。